

第4章 住宅及び住宅地の供給等重点的に推進すべき居住環境の整備に関する事項

魅力ある地方拠点都市地域を形成するためには、各種都市機能の集積を図るとともに、多様なライフスタイルに対応した住宅の確保や良好な市街地の形成等により、ゆとりと潤いのある快適な居住環境の整備を推進する。

1) 住宅及び住宅地供給等の整備に関する事項

本地域における住宅整備水準は、市街地の一部においては老朽木造住宅の密集、狭隘な道路などが依然として残っているものの、高い持ち家率に代表されるように全体として高い水準にある。

しかし、地方拠点都市地域として魅力ある都市空間を形成し、地域の住民及び転入者等が、一層の生活の豊かさを実感するためには、多様なライフスタイルに対応した良質な居住環境を整備する必要がある。

都市部における老朽化した公営住宅の建替の推進に併せて、周辺地域においては、水・緑豊かな自然環境を活かし、特定優良賃貸住宅等良好な住宅の提供に努める。

2) 良好な市街地の形成に関する事項

本地域の市街地は、地方拠点都市地域として、地域住民が健康で文化的な生活を営むための快適で潤いのある生活環境の整備が必要となっている。既成市街地においては建築物の高層化・近代化が進む一方で、低層木造住宅が密集、狭隘な道路などが依然として残っており、防災上の対応が必要となっている。中心市街地においては、商業施設、文化施設等を有機的に連携させ、都市の軸となる道路空間の整備等を進めて、多くの人々が行き交う魅力ある市街地の整備が必要となっている。

こうした魅力ある都市空間の整備を進めるために黒部市における三日市保育所周辺地区土地区画整理事業、入善町における市街地再開発事業を実施するとともに、魚津港周辺や北陸新幹線新黒部駅（仮称）周辺整備事業など、特色ある市街地の形成と土地の有効利用を積極的に推進する。

なお、市街地の形成にあたっては、民間活力の積極的な導入に努めるとともに、高齢化、国際化などの視点に立った市街地の整備・開発に十分に留意する。